

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

福井県立武道館 合宿所 布団等クリーニング業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則第（昭和39年福井県規則第11号）165条第2項第1号の規定により公告する。

令和6年12月20日

福井県立武道館長 小林 正純

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 福井県立武道館 合宿所 布団等クリーニング業務
(2) 業務内容 布団等の丸洗いクリーニング

数量内訳

品名	数量	備考
敷布団	77枚	洗濯日を表示するタグを貼付すること。
掛布団	77枚	
毛布	90枚	
枕	77個	

- (3) 履行期間 令和7年1月21日から令和7年1月31日まで
(4) 契約締結予定日 令和7年1月7日
(5) 担当所属及び履行箇所

福井市三ツ屋町8-1-1

福井県立武道館 電話 0776-26-9400

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和7年1月7日 午前9時

(2) 提出先 住所：福井市三ツ屋町8-1-1
所属：福井県立武道館
連絡先：0776-26-9400

(3) 採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に、1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。